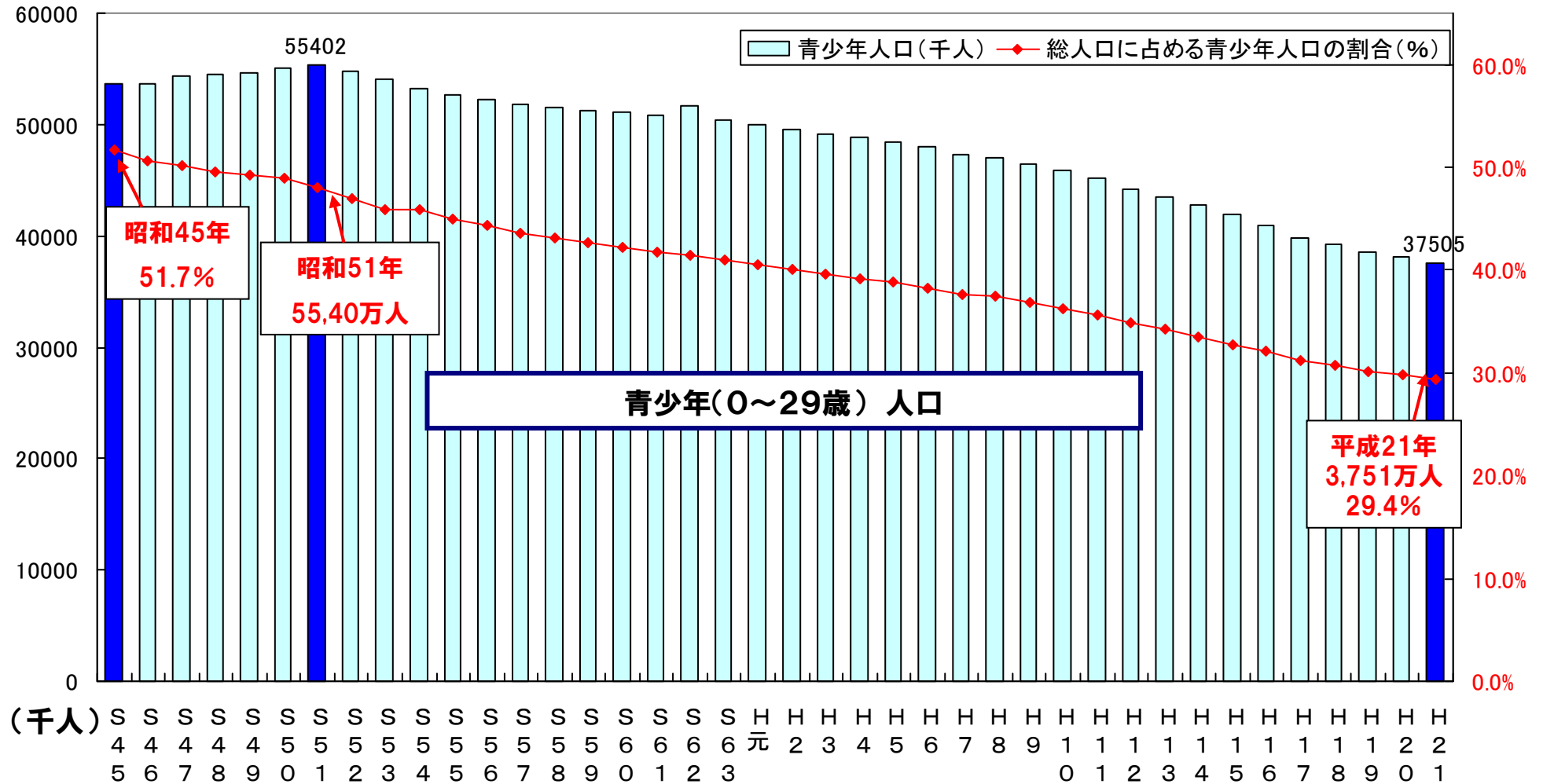


青少年人口の推移

青少年人口は、昭和51年の5,540万人をピークに減少傾向にある。
総人口に占める青少年人口の割合も低下し続けている。



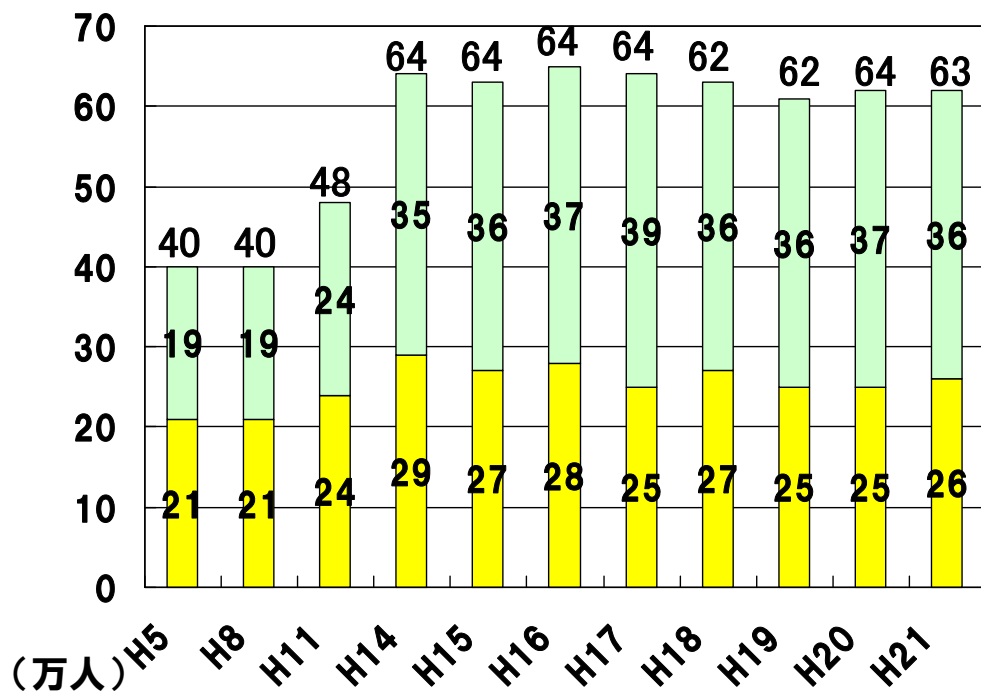
「青少年の現状と施策」(平成21年版 青少年白書)【平成21年7月 内閣府】より

ニート・フリーターの人数の推移

ニート・フリーターの数は減少傾向にあるものの、割合は高水準にある。

ニートの人数の推移

■ 15～24歳 ■ 25～34歳

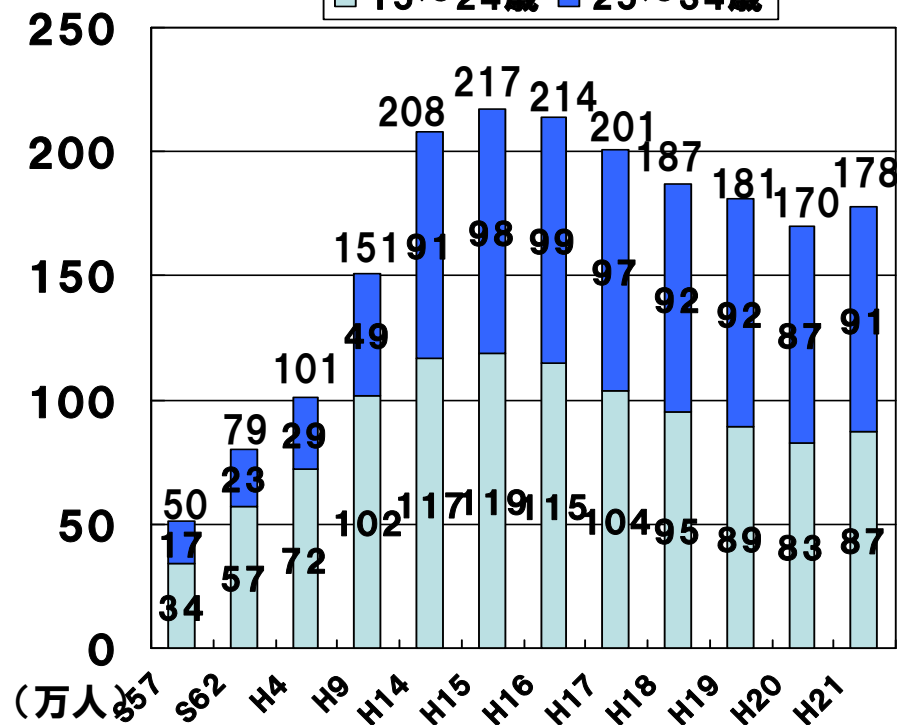


総務省統計局「労働力調査」より

15～34歳の非労働力人口のうち、通学も家事もしていない者の数

フリーターの人数の推移

■ 15～24歳 ■ 25～34歳



総務省統計局「就業構造基本調査」(昭和57年～平成9年)、

「平成22年度版 労働経済の分析(労働経済白書)」

(注) 勤め先での呼称または希望する仕事の名称が「アルバイト・パート」であり、年齢が15～34歳のもの。



調査結果の概要

【趣旨】

学校が青少年教育施設において集団宿泊学習（以下、「宿泊学習」という。）を行ったことで児童・生徒にどのような変容があったのかを、児童・生徒に継続的に接する立場にある引率教員を対象に調査を行い、青少年教育施設の利用による学校教育上の教育的効果を明らかにすることを目的とする。

【内容】

- 青少年教育施設を利用した宿泊学習の目的
- 宿泊学習後の児童・生徒の様子（教育効果）

【結果】

■宿泊学習の目的

青少年教育施設を利用した宿泊学習の目的を、「その他」を含めた8つの選択肢から最も重要視した事項を選択した結果は次のとおりである。

項目 校種	全 回 答 数	友 情 を 深 め る ・ 人 間 関 係 作 り	集 団 活 動 を 通 じ て 規 律 を 身 に つ け る	学 ぶ 協 力 す る 大 切 さ を	自 ら 考 え 行 動 す る 力 を は ぐ く む	進 ん で 取 り 組 む 態 度 を 養 う	心 と 身 体 の た く ま し さ を 身 に つ け る	自 然 を 愛 す る 心 を 育 て る	そ の 他
合 計	5,958	1,684	1,629	1,123	864	241	170	137	110
	100%	28.3	27.3	18.8	14.5	4.0	2.9	2.3	1.8
小学校	2,159	528	264	697	393	90	116	58	13
	100%	24.5	12.2	32.3	18.2	4.2	5.4	2.7	0.6
中学校	2,362	764	718	384	305	57	31	64	39
	100%	32.3	30.4	16.3	12.9	2.4	1.3	2.7	1.7
高等学校	1,437	392	647	42	166	94	23	15	58
	100%	27.3	45.0	2.9	11.6	6.5	1.6	1.0	4.0

注) 各校種とも上段が回答数、下段が回答率になる。

N=5,958

回答率(%) = 回答数 / 合計 × 100

なお、回答率は小数点第一位まで求めていることから、合計は100%にならない。

- 青少年教育施設を利用した宿泊学習の主な目的は、以下のとおりである。
- ①「友情を深める・人間関係づくり」
 - ②「集団活動を通じて規律を身につける」
 - ③「協力する大切さを学ぶ」
 - ④「自ら考え行動する力をはぐくむ」

- 小学校は、「協力する大切さを学ぶ」こと、中学校は、「友情を深める・人間関係づくり」こと、高校は、「集団活動を通じて規律を身につける」ことを最も重視している。
- 「自然を愛する心を育てる」は、いずれの学校種も低くなっている。

■宿泊学習の効果

青少年教育施設を利用した宿泊学習の1ヶ月後の児童・生徒の変容を、「その他」「特にない」を含めた19の選択肢から3つまでの事項を選択した結果は次のとおりである。

項目	全回答数	お互いの良いところを認め合う児童・生徒が増えた	笑い顔が増え、クラスが明るくなった	時間を守って行動する児童・生徒が増えた	自分の行うべきことを考えて行動する児童・生徒が増えた	人に優しく接する児童・生徒が増えた	自ら進んで手伝いや清掃を行う児童・生徒が増えた	思ったことや感じたことを自分なりに表現する児童・生徒が増えた	積極的に学習に取り組む児童・生徒が増えた	あきらめずに課題に取り組もうとする児童・生徒が増えた	進んで発言する児童・生徒が増えた	一人でいる児童・生徒が減った	落ち着いて物事に取り組める児童・生徒が増えた	特にない	植物や動物を大切ににする児童・生徒が増えた	保健室に行く児童・生徒が減った	粗暴な振る舞いをする児童・生徒が減った	授業中騒ぐ児童・生徒が減った	クラス内のいじめが減った	その他
合計	5,958	1,964	1,962	1,957	1,452	1,038	981	821	745	744	572	534	413	379	224	59	50	46	24	240
	—	33.0	32.9	32.8	24.4	17.4	16.5	13.8	12.5	12.5	9.6	9.0	6.9	6.4	3.8	1.0	0.8	0.8	0.4	4.0
小学校	2,159	802	487	633	543	488	452	289	247	378	161	108	133	148	153	26	18	12	5	103
	—	37.1	22.6	29.3	25.2	22.6	20.9	13.4	11.4	17.5	7.5	5.0	6.2	6.9	7.1	1.2	0.8	0.6	0.2	4.8
中学校	2,362	822	818	778	577	414	341	363	194	199	226	215	149	159	65	25	23	22	12	84
	—	34.8	34.6	32.9	24.4	17.5	14.4	15.4	8.2	8.4	9.6	9.1	6.3	6.7	2.8	1.1	1.0	0.9	0.5	3.6
高等学校	1,437	340	657	546	332	136	188	169	304	167	185	211	131	72	6	8	9	12	7	53
	—	23.7	45.7	38.0	23.1	9.5	13.1	11.8	21.2	11.6	12.9	14.7	9.1	5.0	0.4	0.6	0.6	0.8	0.5	3.7

注) 各校種とも上段が回答数、下段が回答率になる。

N=5,958

回答率(%) = 回答数 / 合計 × 100 なお、回答数は複数のため、回答率の合計は100%にならない。

- 青少年教育施設を利用した学校の教員の9割は、教育効果があったとしている。
- 青少年教育施設を利用した宿泊学習の主な教育効果は以下のとおりである。
 - ① 「お互いのよいところを認め合う児童・生徒が増えた」
 - ② 「笑い顔が増え、クラスが明るくなった」
 - ③ 「時間を守って行動する児童・生徒が増えた」
 - ④ 「自分の行うべきことを考えて行動する児童・生徒が増えた」

- 小学校・中学校は、「お互いのよいところを認め合う児童・生徒が増えた」こと、高校は、「笑い顔が増え、クラスが明るくなった」ことが最も多い。
- 「その他」の回答の中には、「不登校傾向の生徒が、学校に来るようになった」、「環境について考える児童が増えた」があった。

平成21年度「子どもの体験活動等と自立に関する実態調査」
 (独立行政法人国立青少年教育振興機構)

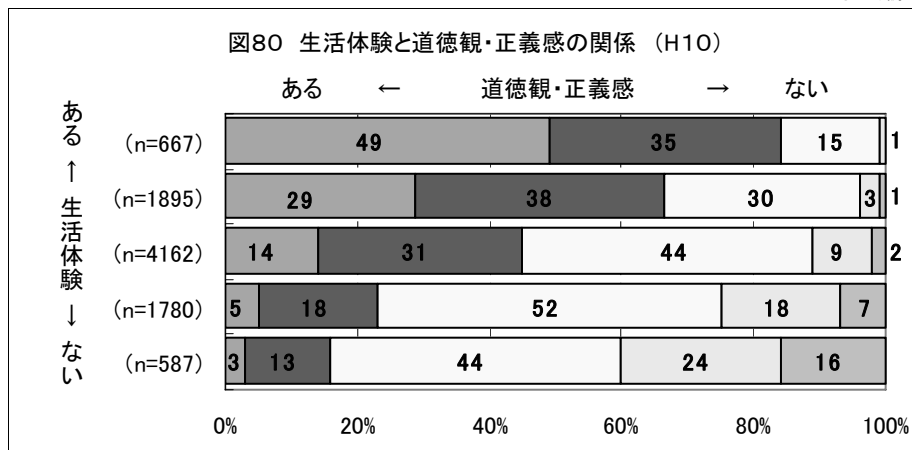
以下の調査対象計35,596人より回答。(子ども18,878人、保護者16,718人)

- ・全国の公立小学校1年生～3年生の保護者
- ・全国の公立小学校4年生～6年生とその保護者
- ・全国の公立中学校2年生
- ・全国の公立全日制高等学校2年生

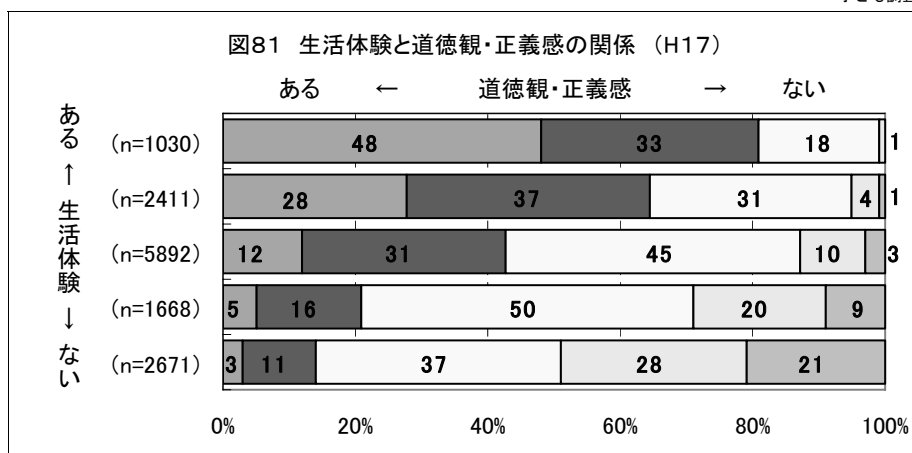
・生活体験と道徳観・正義感の関係

小4・小6・中2において、生活体験と道徳観・正義感の関係の検討を行ったところ、各年度とも生活体験の頻度が高いほど道徳観・正義感のある青少年が多くなっている。

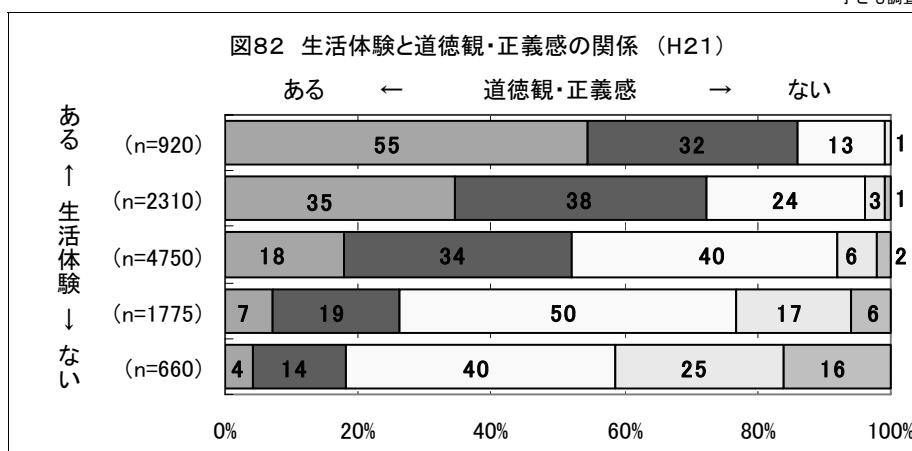
子ども調査



子ども調査



子ども調査



「道徳観・正義感」について

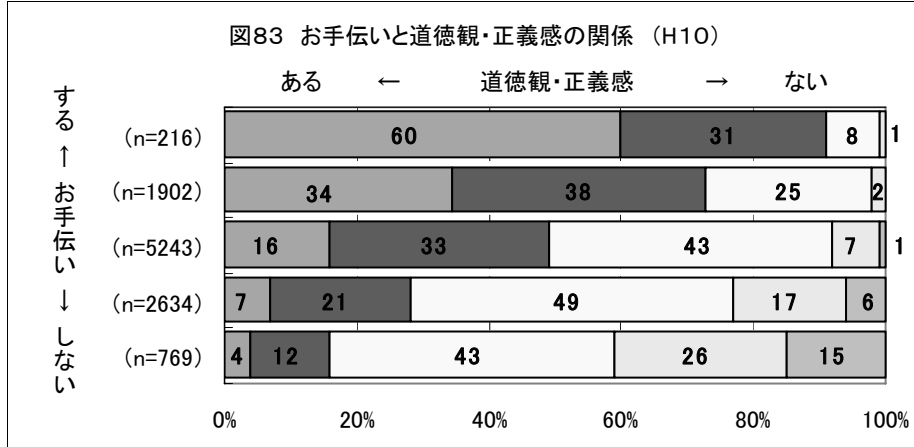
本調査では、調査対象への質問項目のうち、「家であいさつすること」「近所の人や知り合いの人にあいさつすること」「バスや電車で体の不自由な人やお年寄りに席をゆずること」「友達が悪いことをしていたら、やめさせること」の4項目を得点化し、算出された平均点に従って5段階に分類している。

この項目では、「必ずしている」「だいたいしている」「あまりしていない」「していない」の4段階で捉えているが、「必ずしている」を4点、「だいたいしている」を3点、「あまりしていない」を2点、「していない」を1点として、サンプル毎に4項目の平均点を算出した(無回答の項目が有る場合は母数から除外)。算出された平均点に従って、「3.4点以上4点以下」「2.8点以上3.4点未満」「2.2点以上2.8点未満」「1.6点以上2.2点未満」「1点以上1.6点未満」の5段階に分類した。

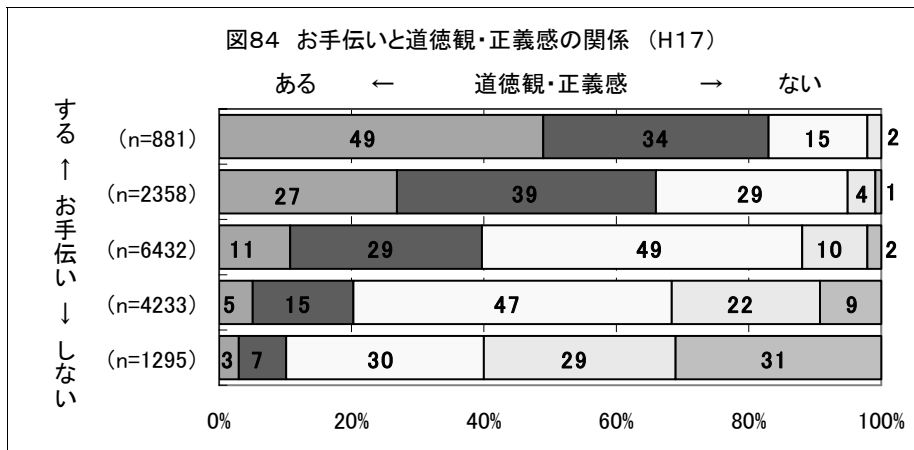
・ お手伝いと道徳観・正義感の関係

お手伝いと道徳観・正義感の関係にあっても同様に、各年度ともお手伝いの頻度が高いほど道徳観・正義感のある青少年が多くなっている。

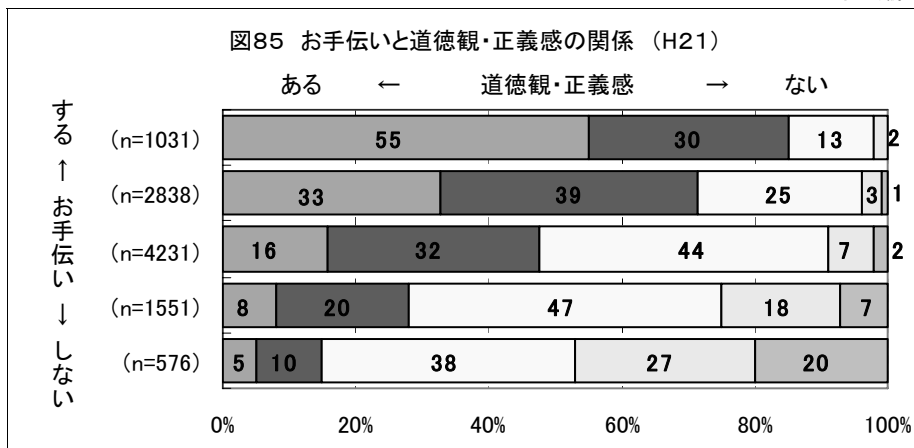
子ども調査



子ども調査



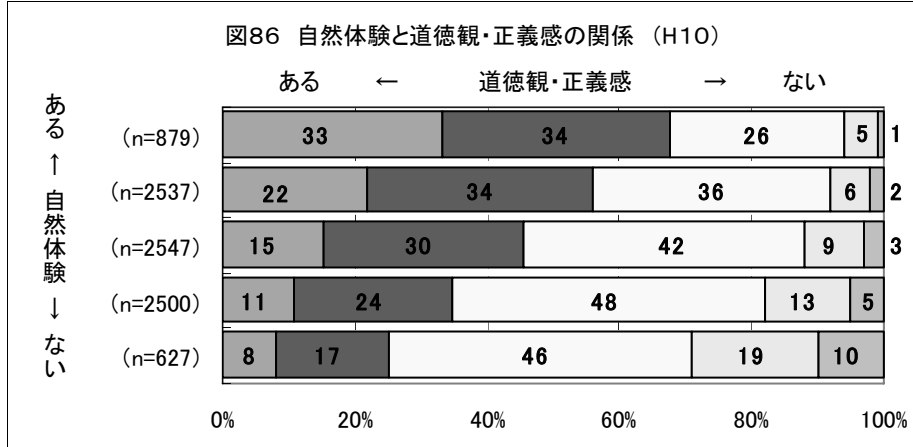
子ども調査



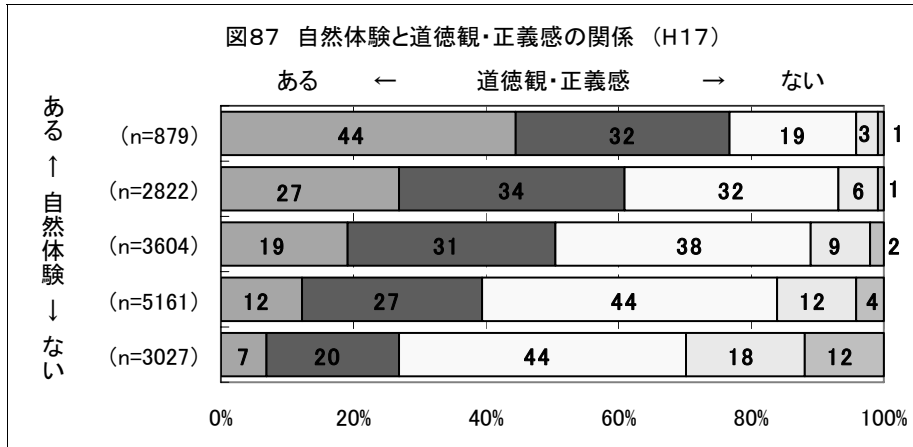
・ 自然体験と道徳観・正義感の関係

自然体験と道徳観・正義感の関係にあっても同様に、各年度とも自然体験の頻度が高いほど道徳観・正義感のある青少年が多くなっている。

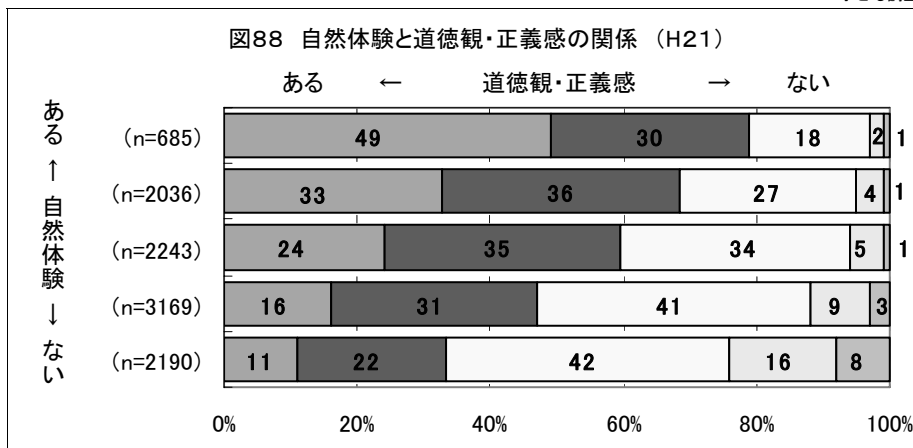
子ども調査



子ども調査



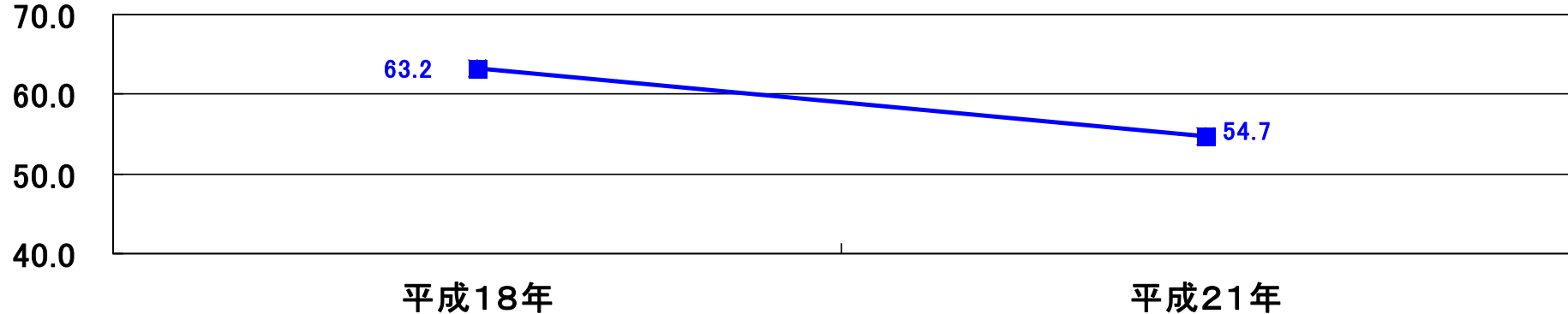
子ども調査



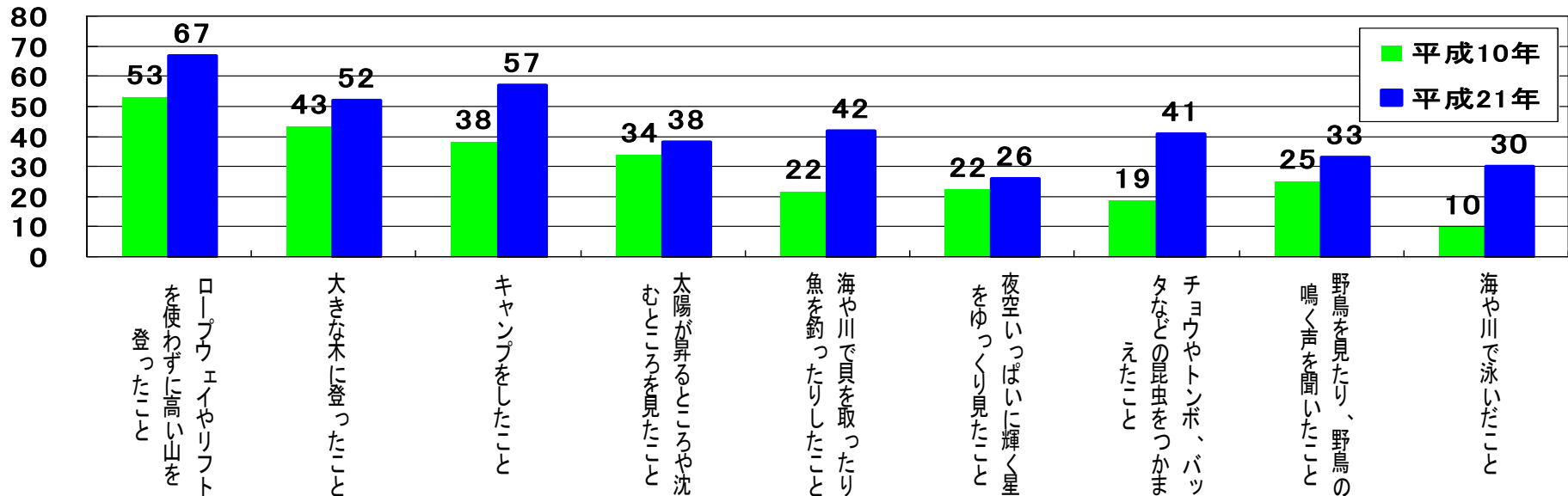
青少年の自然体験への取組状況

自然体験を行ったことのある青少年の割合が減少している。

○学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子ども(小学1年生～6年生)の割合

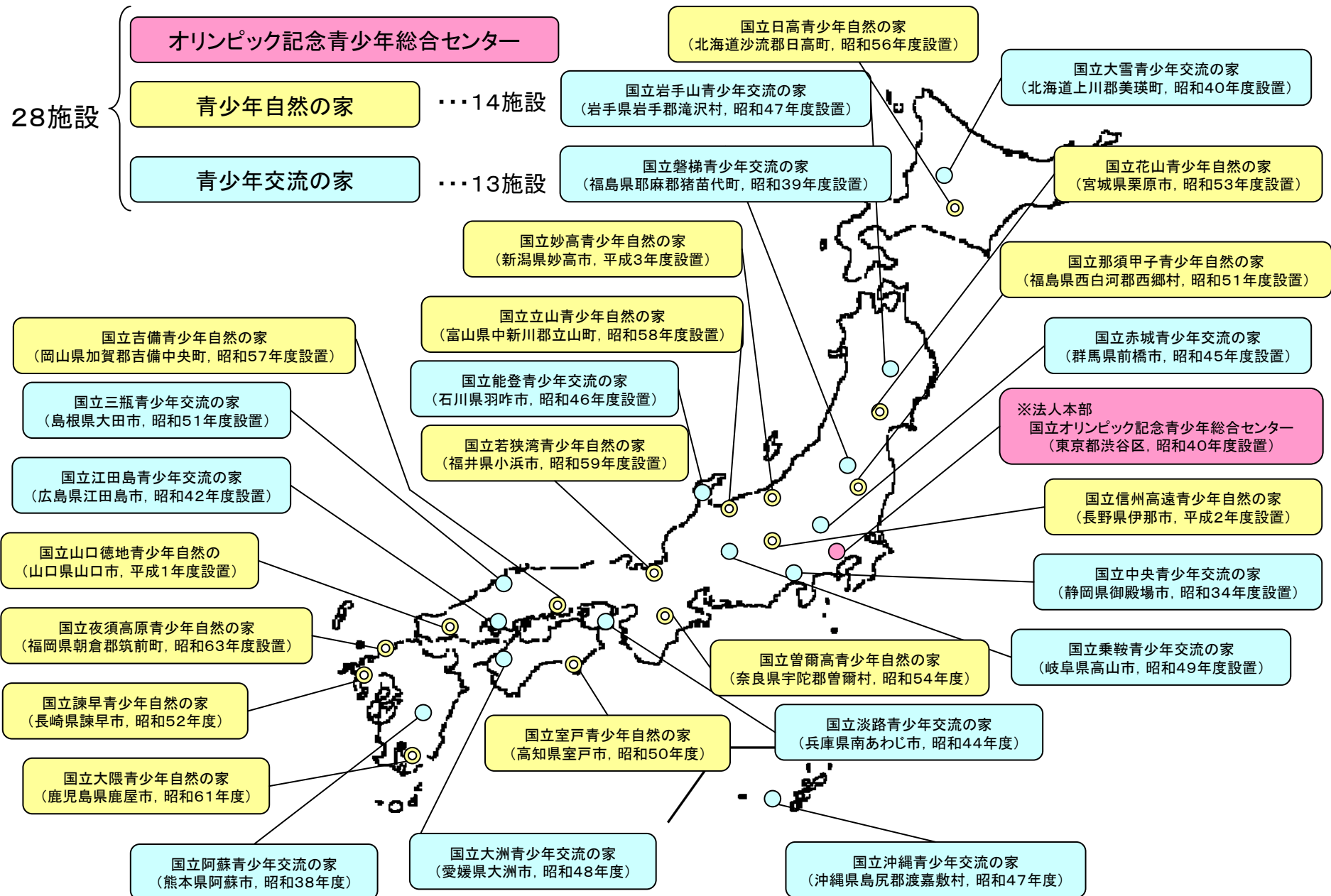


○次の自然体験について「ほとんどしたことがない」割合

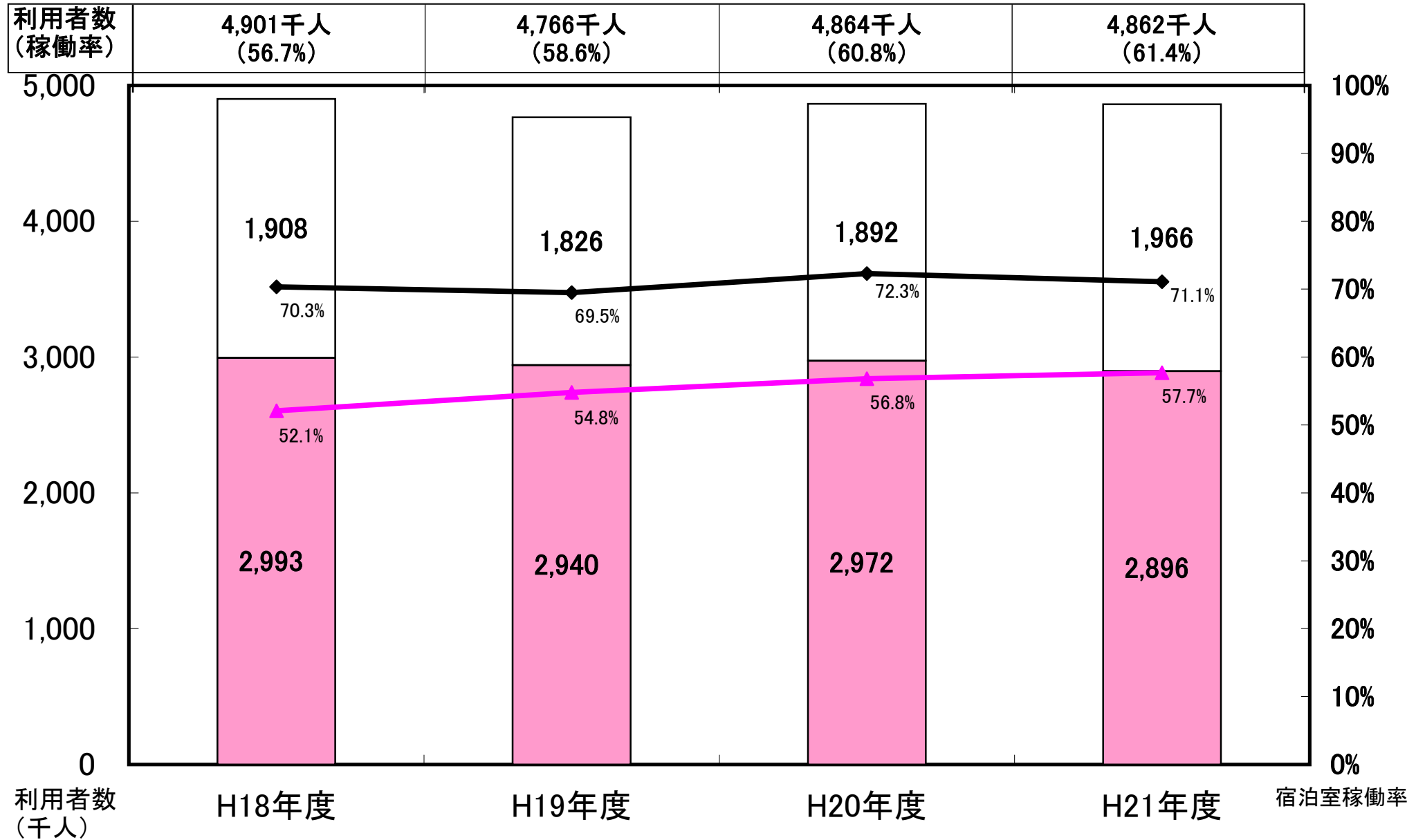
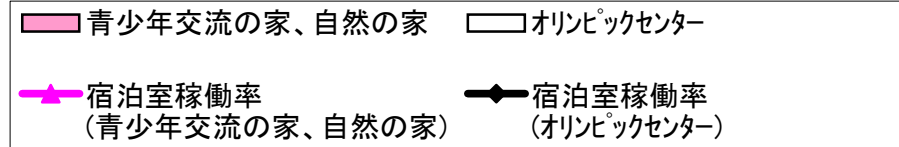


独立行政法人国立青少年教育振興機構 『青少年の体験活動等と自立に関する実態調査』報告書 平成18年度及び21年度調査より作成

国立青少年教育施設

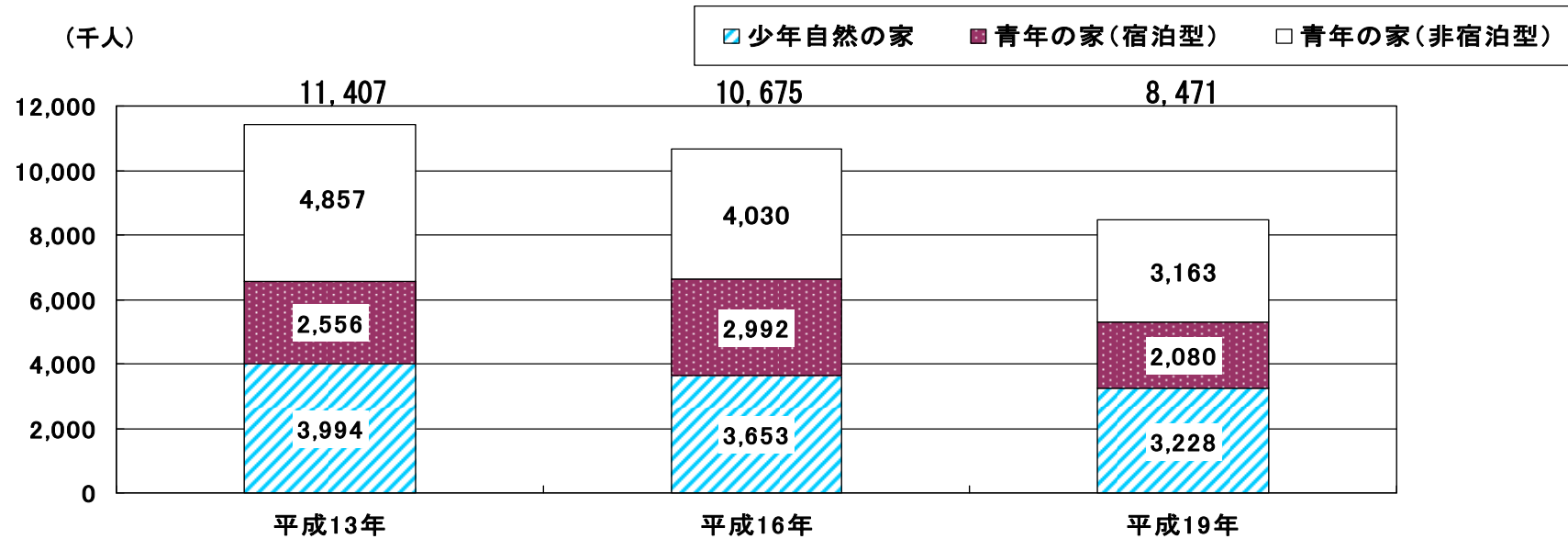


国立青少年教育施設の 利用者数及び宿泊室稼働率



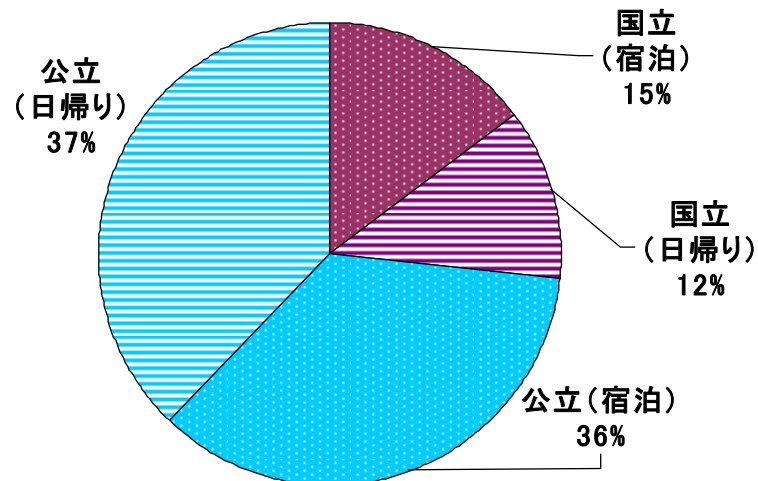
公立青少年教育施設の利用者数等

○公立青少年教育施設の利用者数の推移



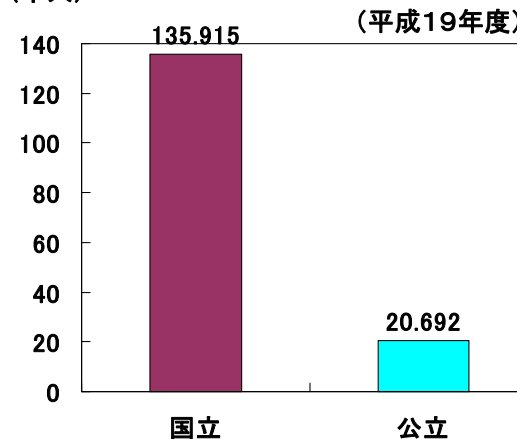
○国公立青少年教育施設の利用割合

(平成19年度:総利用者数 14,296千人)



○1施設当たりの利用者数の比較

(千人)



「社会教育調査報告書」(文部科学省)より

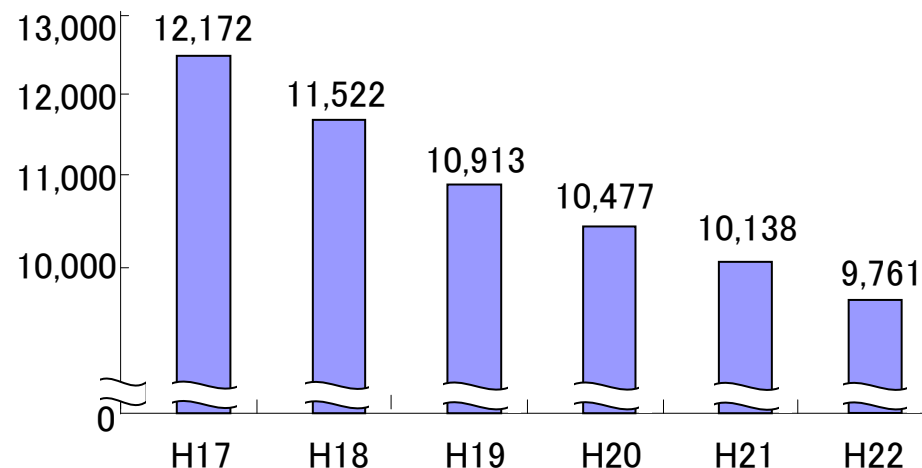
円滑な事業運営に向けた取組

予算の推移

■運営費交付金の推移

(単位:百万円)

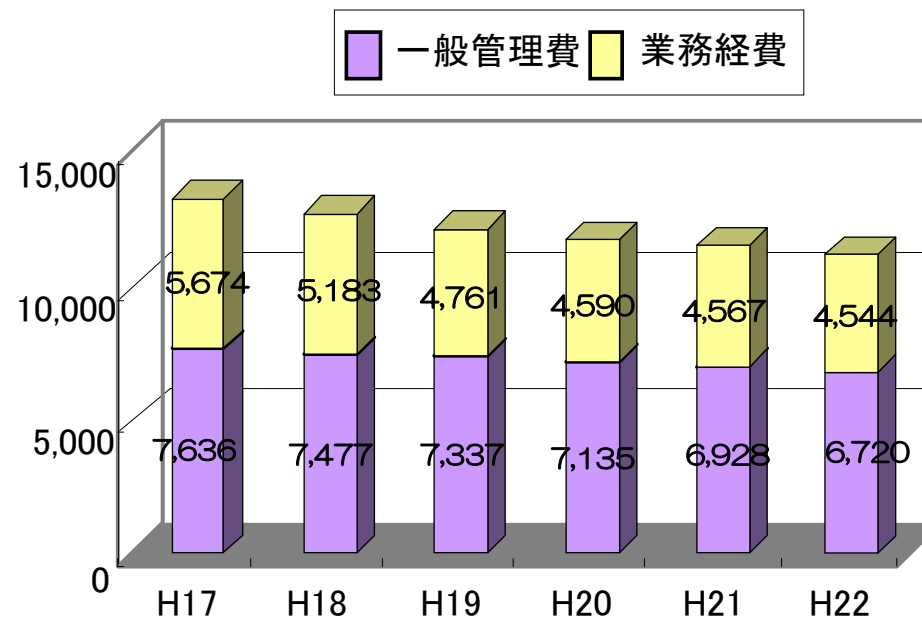
年度	運営費 交付金	対前年度 削減額	削減額 累計	削減率
H17	12,172			
H18	11,522	△ 650	△ 650	△ 5.34
H19	10,913	△ 609	△ 1,259	△ 5.28
H20	10,477	△ 436	△ 1,695	△ 4.00
H21	10,138	△ 339	△ 2,034	△ 3.24
H22	9,761	△ 377	△ 2,411	△ 3.72



■支出予算の推移

(単位:百万円)

年度	一般 管理費	業務 経費	合計	対前年度 削減額	削減額 累計
H17	7,636	5,674	13,310		
H18	7,477	5,183	12,660	△ 650	△ 650
H19	7,337	4,761	12,098	△ 562	△ 1,212
H20	7,135	4,590	11,725	△ 373	△ 1,585
H21	6,928	4,567	11,495	△ 230	△ 1,815
H22	6,720	4,544	11,264	△ 231	△ 2,046



指定管理者制度の成果及び課題

1. 指定管理者制度の成果

- ・ 施設利用者が増加した。
- ・ 効率的な管理による予算の有効活用が可能になった。
- ・ 野外教育の専門家が、ソフトを作成、整備した事により、施設の魅力的な使い方ができるようになった。
- ・ 施設利用者が増加した。
- ・ 管理委託と同様に、財団管理のメリット、優位性は活かされている。
- ・ 「民間にはできない」を常に意識し、特に教育的意義を考えながら、指導・援助を行うことが多くなった。
- ・ NPO やボランティアを通じて、公団を活性化し、にぎわいのある街を作る試みは様々な抵抗にあいながらも、ゆっくりと進んでいる。
- ・ 職員の意識が向上した。
- ・ 自由な発想において、青少年の育成及び利用者への活動プログラムの提供の幅が広がった。
- ・ 町経営の時より、他団体との交流や協力がスムーズになった。
- ・ 指定管理者になり、権利や業務の幅が拡がり動きやすくなった。課題は、その選考基準をどこにおくのか、そしてその明確さだと思われる。
- ・ 事業または実績については、飛躍的に伸展させることができている。
- ・ 人件費をはじめとして各費の支出をおさえることができたのは成果のひとつ。
- ・ 民間団体が運営することにより経費削減をすることができ、また公ではなかなかできないような事業にも積極的に取り組むことができるのではないかと思う。
- ・ 市直営で運営していた時よりも主催事業数の増加とともに家族や企業など利用者の幅が広がり利用者数も増加した。
- ・ より費用対効果を意識するようになった。
- ・ 職員に経費節減の意識が生まれたこと
- ・ 経費のむだを省くことができる。
- ・ 細かい規則などにしばられず、ある程度臨機応変に運営をすることができる。
- ・ 近隣町村の合併による新市の誕生により発足した指定管理者制度の導入のため活動の範囲新市全体（特に小学校の課外活動）の発展になった。
- ・ 団体の事務所や会合などに活用できること。

調査対象

(1) 国公立・民間の青少年教育関係施設

平成17年度社会教育調査（指定統計第83号）における青少年教育施設および国立オリンピック記念青少年総合センターホームページ「青少年活動場所ガイド」に登録されている施設（1,808ヶ所）。施設調査の回収数は1,068施設（回収率59.1%）

(2) 青少年教育関係団体

中央青少年団体連絡協議会の加盟団体と、自然体験活動推進協議会の加盟団体（254団体）。団体調査の回収数は160団体（回収率63.0%）。

2. 指定管理者制度の課題

(1) 制度設計に関する課題

- ・ 競争原理の観点、事業運営の見直し等といった点では成果があったと感じるが、教育施設としての観点から考えると単純に指定管理者制度に移行することが適当であったか疑問を感じる。
- ・ 設置者が野外宿泊型の教育施設として、当施設をどのように位置づけ、また、考え、その内容をいかに反映できるかを明確になる運営形態を取るべきではないかと考える。
- ・ 指定管理者導入で、余剰金に税金が掛かることになる。今までならば、県の財政に100%戻る金が、指定管理団体の余剰及び法人税となってしまう、県財政にとってはデメリットがある。
- ・ 指定時に、出資法人として県の制約を受けながら、民間と競争しなければならない。
- ・ 施設の性格上、指定管理制度に馴染まないと思われる。
- ・ 自然の家は教育施設・研修施設の側面が強いので、そのようなところに価格競争、効率化、合理化を強く求める指定管理者制度を導入することは、本来の目的が失なわれたり、安全面への取り組みが疎になったりする傾向があり、自然の家にとってふさわしい制度とはいえない。
- ・ ハード面は事業団が、講座等のソフト面は教育委員会が握っており統一感が無いため、連携を密にする必要がある。
- ・ 3年毎に経費削減とサービス向上という相反する命題をつきつけられる。既に経費削減の為人員を削減しているが、さらに削減となれば、プロパー職員(30代~40代前半に偏っている)の給与の大幅削減を実施するしかなく、また実施しても、次には、さらに経費削減を要求されるため、将来が見えてこない。民間と競合しても勝てるような改革というが、そもそも民間と競合(公募)になって時点で、公益法人としての存在意義があるのか疑問を感じる。
- ・ 管理費の減収とサービスの向上とのギャップがある。
- ・ 最大限の施設機能、効率の発揮を求められつつ、同時に人員・予算は削減を受け、加えて施設老朽化等の改善措置については現実的な進展が望みにくい現状にはたいへん厳しいものがある。財団・職員の工夫努力と、市民・地域の理解支援を広げながら、網渡り的な維持運営にたゆまず取り組んでいくことが肝要と考えている。
- ・ 経費の削減には効果を挙げているが、施設の本来の目的が置きざりにされている。時代の変化とともに、使命の終わったと思われる施設の整理、統合、廃止を行い、真に行政機関が関わる必要のある施設と民間委託が適当な施設を区別し、効率的運営を図ることが必要と思う。少年期の体験活動の重要性を呼びながら、一方では置きざりにする施策は問題があると思われる。
- ・ 教育施設である自然の家を行財政改革の流れで一律のように大ナタがふるわれることに納得しがたいものがある。
- ・ 成果の指標として、設置者は利用者数を重視するが、少子化等のため、利用者数を確保しようとするれば、成人や企業による利用や、更には単なる宿泊所としての利用を受け入れる必要も出てきて、施設の本来目的を見失うことになりかねない。
- ・ 成果の基準があいまい。

(2) 財政上の課題

- ・ ひとつの建物を宿泊棟（財団）と研修棟（県）を別々に管理しているため、管理経費の面で課題がある。
- ・ 利用料金の変動がスムーズにできない。
- ・ 指定管理者制度は、予算削減を目的として作られたものであり、年々予算が縮小されていき、本来の業務遂行に支障をきたすことになる。生産方式であることの意味を生かして運営できるシステムに変えなければ、成果は期待できない。
- ・ 予算（市の財政が苦しいとの理由で）も削減されている現状でも、最低限の予算を出してもらい、当社でも出来る限りの財政援助（NPO 法人を立ち上げて）をおしまないようにしている。
- ・ 法人の性格上、多大な収益を挙げる事業ができないので、実質は市の指定管理料に頼らざるを得ない。
- ・ 設置者（県教委）から交付される指定管理料が指定（契約）期間中にもかかわらず、県の財政改革の一環という理由で一方向的に減額されてしまうため、中期・安定的な施設運営が困難である。
- ・ 経営面ではあまり変化はない。当所は、教育施設であり、経営上の収支は、指定管理者制度になったからといって、メリットはあまり感じられない。
- ・ 指定管理期間中の計画が県予算の影響を受け、計画通りにならない。
- ・ 行政が期待しているような効果をあげるには、利益を度外視した活動が必要だが、指定管理料は従来より押さえられている。予算の枠の中でどれだけ評価される成果をあげられるかが課題。
- ・ 青少年健全育成施設でありながら利用料金制が導入されているが、条例上の利用料金が安いいため、経費の節減だけでは自主事業を展開するだけの収入が得られない。
- ・ 人件費の高騰による次回指定時の競争に打ち勝つ難しさと不安。
- ・ 委託運営から指定管理者となり、経費が厳しくなった。
- ・ 運営する中で各施設の利用料金や料金体系の不満・不合理が出てきてもすぐに対応・修正が困難であること。
- ・ 県の負担金が削減されたこと。
- ・ 指定管理者の応募に旧協会の法人化をするため、そのまま NPO の組織を立ち上げたが、応募にあたり予算（人件費等）の削減せねばならなかった。管理運営上はメリットが少なく職員との人件費削減の交渉に困難を極めた。
- ・ 新しい施設ではないので改めて保険の加入を考える時、保険料が高額になる。
- ・ 指定管理者としての管理料が定まっているので大規模な活動ができない。
- ・ 旧町村に在った教育委員会や生涯学習課などの予算執行と配分のばらつきが、未だ調整できていないため負担に片寄りが大きい。
- ・ 金銭面のみによる選択傾向となるが、安かろう悪かろうに陥っている施設が既に見られており、途中で投げ出した業者も見られている。監査法人に見てもらえば閉鎖を提言となる（なった）施設も現にあるが、何のために設置したものかをもう一度原点にかえて考える必要がある。
- ・ 市財政運営がひっばくしており、収益性のない本施設は必要とされながら維持が精一杯といった状態である。
- ・ 契約金額で不足になった場合の補填に不安を感じる。
- ・ 「指定」を受けるために人件費、施設維持費等が圧縮された為、管理、運営が厳しい状況になっている。

- ・ 当施設のような非営利の施設の場合、コストの削減が難しい。
- ・ 指定管理料が少なく管理・運営に苦勞をしている。
- ・ 利潤を生む施設ではないが、施設を維持していくためには、予算の大半を経常経費が占める。少ない予算でソフト事業をどうセットするかに悩んでいる。

(3) 指定期間に関する課題

- ・ 新しい企画や運営の工夫など独自に実績を重ねても次期募集では、そのすべてがスタートラインとなることから、公益法人としては、常に落選時の雇用不安を払拭できない。
- ・ 指定管理期間が満了し、再申請が通らなかった場合、大きな雇用上の問題が残る。
- ・ 5年間という短い期間の管理運営では、計画的な人材育成や職員のスキル向上や継承が難しい。
- ・ 3～5年といった期間であると、長期的な施設運営についての展望ができないこと、また仮に3～5年ごとに指定管理者が変わるようであれば、青少年への継続的育成（人とのつながり＝職員とのつながり）や、地域とのつながりが切れてしまうことは問題かと考える。
- ・ 2年という短期間での指定管理期間であったため、継続性をもたせた運営が考えにくかった。
- ・ 2年という短期であり、計画を立てにくい、継続性が保てない。
- ・ 3年後の入札による結果次第で、これまで実施してきた施設改造や体験実習などがムダになるため前向きな姿勢になれない。
- ・ 3年ごとの指定管理選定で選ばれることが課題。
- ・ 指定管理期間が3年は短い。
- ・ 委託期間は5年が望ましい。

(4) 職員・人材に関する課題

- ・ 入札にかけることで人件費等の削減が進めば、安定的な人材確保が難しくなるのではないかと危惧している。
- ・ 協定期間終了のたびにまた新たに事業者を選定し直すとなると、事業者として職員の雇用を保障することが非常に困難になり、良い人材を確保しにくい。
- ・ 参入業者の競争により、より安価な者が指定管理者になった場合、人件費削減などによって児童厚生員の入れ替わりが激しくなることが懸念される。
- ・ 施設の設置目的の達成のため、職員の資質確保（維持）の困難さ。
- ・ 職員の待遇の後退、雇用不安が増し、モチベーションが低下することを心配している。
- ・ 職員の意識は向上したが、雇用が不安定になることや民間事業者等の競争でコスト削減によるサービス低下が懸念される。
- ・ 指定管理者としての期間が定められているため、職員の採用、人材の育成で課題がある。
- ・ 指定管理の期間が5年と年限があり、職員の身分、雇用が保障されない不安定な状況となり、人材の流出が懸念される。サービスの向上が求められる中、経費の削減といった矛盾をかかえ、職員の労働に対する高いモチベーションの継続に不安がある。
- ・ 予算削減による職員数の減。

- ・ 指定期間が5年間と限られているので、安定した雇用ができない。
- ・ 職員給料や諸手当の削減があり、職員の職務に対する意欲が心配される。特に指導系職員の指導の工夫・継続性が今後問題となる。正規職員が退職した場合、臨時職員対応となることが予想される。
- ・ 施設維持管理業者の高齢化。
- ・ 指定期間が3年という短い期間では、人材の確保が困難である。
- ・ よりよい業務内容を提供するべく、専門職員を雇用しているが、報酬面でそれらに報いるには至っていない。

(5) 施設整備に関する課題

- ・ 当施設の老朽化がひどく、移管されてから苦慮している。
- ・ 施設の老朽化に伴う維持費増。
- ・ 施設整備が困難になってきた。
- ・ 継続施設の老朽化。

(6) 自治体との関係

- ・ 管理者が県であるため、県の伺いをたてなくてはいけない。自由な動きが制約されている。
- ・ 当施設の設置者である自治体と所在地である町との間の情報交換に欠ける点がある。
- ・ 現在、指定管理者制度になったとはいえ、非公募である。市が公募になじまないと判断したが今後どうなるか分からない。
- ・ 主管課よりの管理権限委譲が不十分であり、一層の裁量拡大が求められる。
- ・ 施設所有者の行政が、施設の役割・意・損益分岐等の明確なビジョンを持っていないこと。
- ・ 施設利用者の視点で、展示物やイベントの内容を考えてきているが、建物は県管轄なので、「条例」で定めている規則や規約がネックになることもある。
- ・ 市の担当者との意思疎通をはかる機会が少なくなってきたので思わぬところで問題化してしまうことがある。
- ・ 県が指定管理者を一般公募した際に応募がなかったため、市が指定管理を受けたが、このような施設を行政が運営していくのは、色々な制約がありすぎて非常にやりにくい。

(7) その他（施設としての努力目標等）

- ・ 利用率アップや集客 PR に努めること。
- ・ 青少年がもっと多く施設を利用してもらうための計画の立案。
- ・ 人件費等の経費削減。
- ・ 行政も団体も手探り状態なので、不明確な部分が多い。
- ・ 財団がこれまでに培ってきた管理運営能力や事業における技術を生かし、更に民間法人としての自由な発想、弾力的機動的な運用を持って管理・運営にあたりたい。
- ・ 利用者の拡大と利用料金収入を増やすこと。

- ・ 利用者ニーズに対する弾力的な対応、創意工夫によるサービスの向上、効率的な管理による経費節減をモットーとした運営。
- ・ 従来通りの管理・運営業務だけではなく、施設の目的に合った新規事業を展開する中で、社会に対して価値を作り出していく必要がある。
- ・ 結果がすぐに出る運営ではないので、何年かのスパンを見て以前の施設とは違うということをアピールできるよう日々の努力が大切と感じている。
- ・ 指定管理者制度の基本である「サービスの向上と経費節減」に向け、職員の意識改革が必要。
- ・ 利用者を第一に考え運営する。
- ・ 魅力あるプログラムの導入。
- ・ 利用者層の拡大・利用者増。
- ・ 管理スタッフの人材確保、管理スタッフの人材育成、独自財源の確保。
- ・ 経営感覚が必要、プログラムが必要